

4 川 監 公 第 1 4 号

令和4年11月25日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、  
令和4年3月25日付け4川監公第5号で公表した監査の結果の報告に基づき、  
川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

4川総コ第75号

令和4年9月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、  
令和4年3月25日付け4川監報第2号で報告の提出がありました監査の結果  
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 2 令和3年度第2回定期（工事）監査結果に対する措置状況

### （1）コンクリート工事の施工監理を適切に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

本工事は、配水池の耐震化を目的として側壁等をコンクリートにて補強する工事である。

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験についてみたところ、「川崎市土木工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）」に定める「川崎市土木工事試験実施要領（以下「試験実施要領」という。）」によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければならないとされているが、それ以外の機関で行われていた。

また、「水道工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）」によれば、請負者は、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験項目等について工事着手前に協議しなければならないとされているが、このうち試験項目の協議が行われていなかった。

これらは、施工管理基準、試験実施要領及び管理基準の内容について、監督員の確認不足によるものである。

コンクリート工事の施工監理に当たっては、品質管理が適切に行われるよう関係基準等の内容を十分に確認されたい。

#### [措置内容]

指摘事項については、コンクリート工事の施工監理に際し、圧縮強度試験を含む公的試験機関で実施しなければならない試験項目及び公的試験機関の一覧を関係職員に周知徹底しました。

また、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験項目等について工事着手前に協議しなければならないことについても関係職員に周知徹底しました。

今後は、コンクリート工事の品質管理に関する適切な施工監理に努めます。

(工事番号1) (上下水道局水道部施設整備課)

## (2) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

### [指摘の要旨]

工水3号配水支管800mm-300mm布設替及び夜光3丁目250mm配水管撤去工事ほか2件の工事は、配水管の布設替え等を行うものである。

このうち、掘削時の安全対策についてみたところ、「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」によると、地盤を掘削する場合には、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされているが、掘削の深さが1.5メートルを超えているにもかかわらず、土留工による安全対策が施されていない箇所があった。

これに対し、監督員は、この箇所において土留工の実施状況を確認していなかった。

「川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年川崎市水道局規程第23号。以下「監督規程」という。）」によると、監督員は、工事が設計図書等のおり実施されていないと認められる場合、請負者に対し必要な指示を与えることとされている。

掘削時の工事監理に当たっては、監督員は、現場状況の確認を適切に行うとともに、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対し安全管理の徹底について強く指導されたい。

### [措置内容]

指摘事項については、局内の工事担当課所等を対象にした会議を開催し、措置内容について調整、確認を行いました。

措置内容として、監督員は土留に関する規定等を再認識するとともに、請負者への指導を徹底することとし、その旨を上下水道局内関係課所に対し周知徹底しました。

今後は、掘削時の安全に関する施工監理を適正に行うよう努めます。

(工事番号 15、16) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)

(工事番号 19) (上下水道局第1配水工事事務所第2配水工事事務所)

### (3) 工事中の保安施設に関する指導を適切に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

本工事は、管きよの緊急補修工事である。

このうち、排水路上の転落防止ネット等の復旧における保安施設の設置状況についてみたところ、国土交通省が定める「土木工事安全施工技術指針（以下「技術指針」という。）」によると、工事現場の周囲はフェンス等防護工を設置し、第三者に対して工事区域を明確にすることとされ、立入防止施設は子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすることとされているが、一部の現場においてフェンスの設置などによる適切な立入防止対策が行われていなかった。

また、監督規程によると、監督員は、工事が設計図書等のとおり実施されていないと認められる場合、請負者に対し必要な指示を与えることとされている。

監督員は、技術指針の内容を理解しており、排水路への転落事故防止に配慮し設計図書に立入禁止措置を明確に行った上で施工することと定めていたものの、一部の現場において立入禁止措置の状況を確認しておらず、請負者に対し適切な指導を行っていなかった。

排水路など開口部のある工事の監督に当たっては、保安施設の設置状況を的確に把握し、第三者の安全確保に向けた対策が確実に行われるよう、請負者に対し適切に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、排水路上の転落防止ネット等の復旧において、監督員は排水路への転落防止に配慮し、設計図書に立入禁止措置を明確に行い施工することを定めていましたが、一部の現場において立入禁止措置の状況を確認しておらず、請負者に対し適切な指導を行っていなかったため、現場確認の際には安全対策の確認を行うとともに、請負者への適切な指導を行うよう、所内会議において関係職員に周知徹底しました。

今後は、工事中の保安施設に関する施工監理を適正に行うよう努めます。

(工事番号40) (上下水道局中部下水道事務所管理課)

(4) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。

ア 変更内容の確認を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

変更設計書の作成に当たり、産業廃棄物処理費の変更を適正に行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、設計変更に係る事務手続について説明会を開催し、契約変更の事象が生じた場合は、速やかに主任監督員、総括監督員に報告するとともに、川崎市上下水道局工事請負契約約款等に規定され

た手続を適正に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更に関する適正な施工監理に努めます。

(工事番号7) (上下水道局下水道部施設課)

イ 積算内容の確認を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

アスファルト安定処理路盤の工事費の積算に当たり、設計図面に明示された厚さで積算されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、設計図面と設計書の整合確認及びチェック体制の見直しを図りました。

また、積算研修を開催し、本事例の報告と積算ミスの事例等について検証することで、再発防止に努めるよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号20) (上下水道局水道部水道管路課)